

見附市選挙管理委員会告示第53号

令和8年10月25日執行の見附市議会議員一般選挙における選挙運動用ビラには、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第142条第7項の規定により、見附市選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければならない。

令和8年10月18日

見附市選挙管理委員会
委員長 佐野 眞砂子